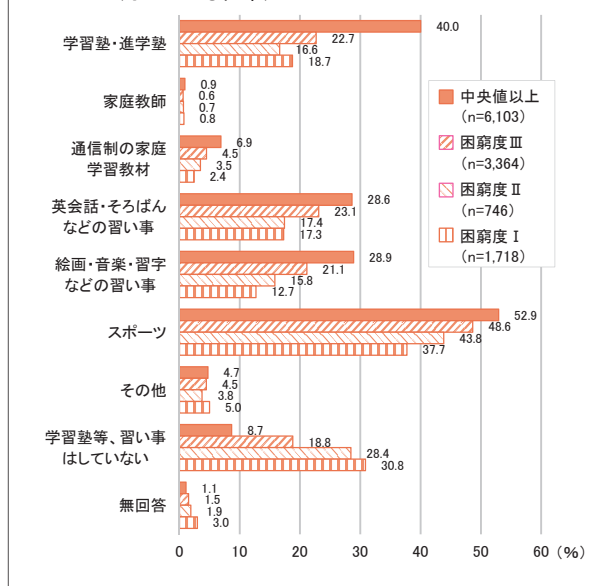
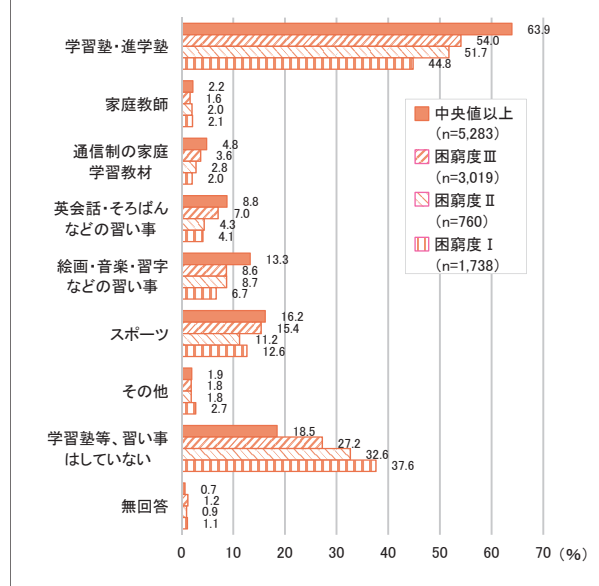


図 58-1 困窮度別に見た、学習塾等に通う割合
(小5のいる世帯)図 58-2 困窮度別に見た、学習塾等に通う割合
(中2のいる世帯)

エ こどもの毎日の生活

(ア) 楽しいこと

差が大きい項目を困窮度別に見ると、小学校5年生の場合、「学校生活やクラブ活動に参加しているとき」が中央値以上群では 59.0%であるのに対し、困窮度Ⅰ群では 54.2%、「塾や習い事で過ごしているとき」が中央値以上群では 39.2%であるのに対し困窮度Ⅰ群では 28.2% (図 59-1)、中学校2年生の場合、「学校生活やクラブ活動に参加しているとき」が中央値以上群では 57.8%であるのに対し、困窮度Ⅰ群では 52.7% (図 59-2) となっています。

(イ) 悩んでいること

差が大きい項目を困窮度別に見ると顕著な違いは見られません (図 60-1、図 60-2) が、世帯構成別に見ると、中学校2年生の場合、「おうちのこと」が、ふたり親世帯では 8.4%であるのに対し、母子世帯では 11.9%、父子世帯では 17.3% (図 61-2) となっています。

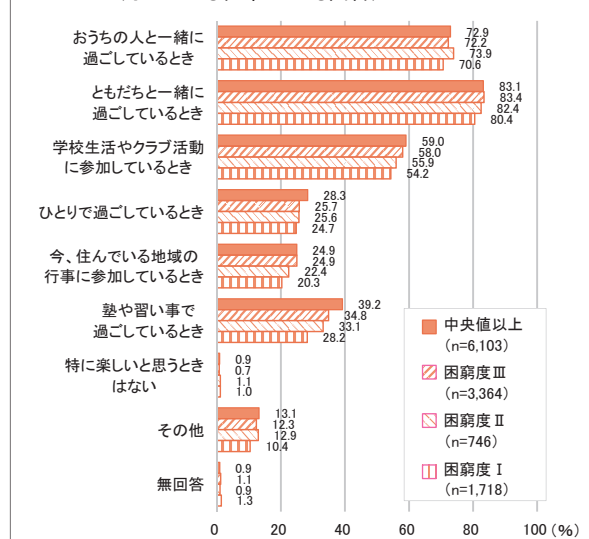
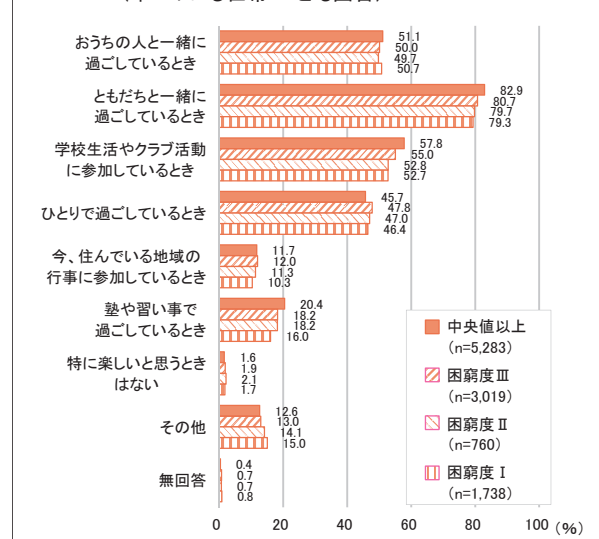
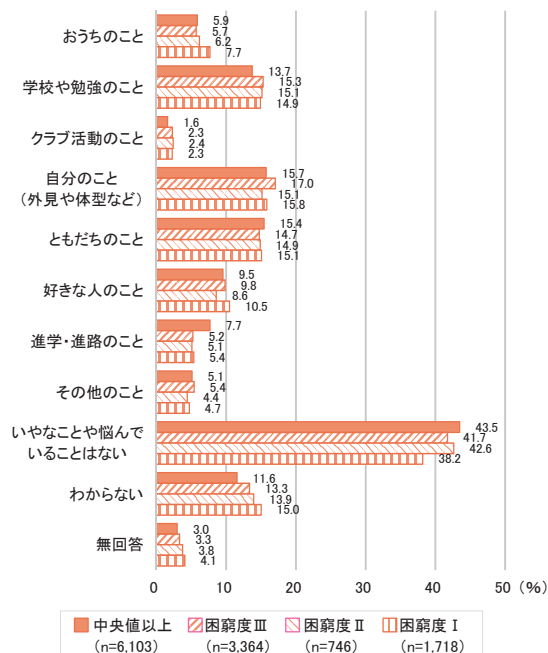
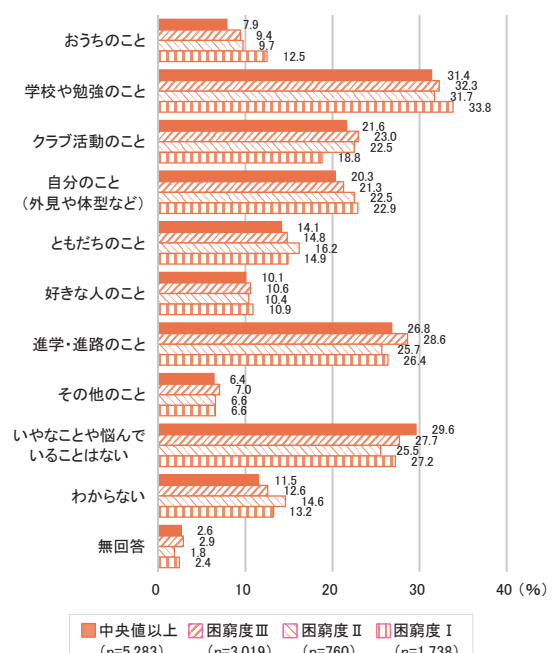
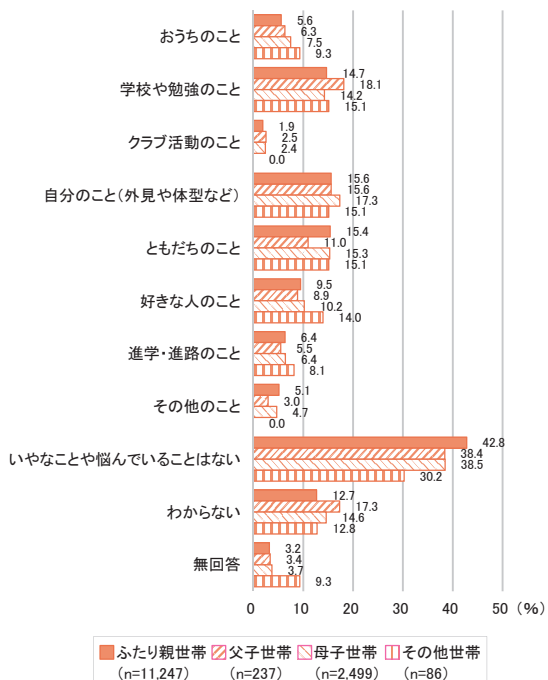
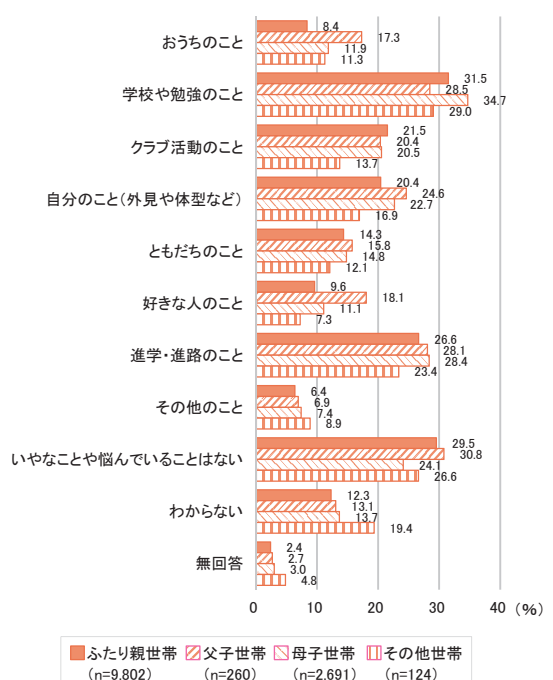
図 59-1 困窮度別に見た、毎日の生活で楽しいこと
(小5のいる世帯・こども回答)図 59-2 困窮度別に見た、毎日の生活で楽しいこと
(中2のいる世帯・こども回答)

図 60-1 困窮度別に見た、悩んでいること
(小5のいる世帯・こども回答)図 60-2 困窮度別に見た、悩んでいること
(中2のいる世帯・こども回答)図 61-1 世帯構成別に見た、悩んでいること
(小5のいる世帯・こども回答)図 61-2 世帯構成別に見た、悩んでいること
(中2のいる世帯・こども回答)

オ 保護者が困ったときの相談先

(ア) 困窮度別

困窮度別の保護者が困ったときの相談先について、中央値以上群と困窮度Ⅰ群との間で差が大きい項目に着目しながら困窮度Ⅰ群の数字を挙げると、小学校5年生・中学校2年生のいる世帯では、「地域の民生委員・児童委員」が0.4% (中央値以上群に対して4.0倍)、「相談できる相

手がない」が5.0% (3.1倍)、「公的機関や役所の相談員」が3.8% (2.2倍) (図 62-1)、5歳児のいる世帯では、「相談できる相手がない」が3.7% (中央値以上群に対して4.1倍)、「その他」が1.9% (2.7倍)、「地域の民生委員・児童委員」が0.5% (2.5倍) (図 62-2)となっています。

また、相談先の箇所数として見た場合、困窮度が高くなるにつれ、「相談できる相手がない」と「相談先1か所」の割合の合計は高くなっており、小学校5年生・中学校2年生のいる世帯では、中央値以上群は15.1%であるのに対し困窮度Ⅰ群は30.0% (図 63-1)、5歳児のいる世帯では、中央値以上群は9.4%であるのに対し困窮度Ⅰ群は18.6% (図 63-2)となっています。

(イ) 世帯構成別

世帯構成別に保護者が困ったときの相談先について、「相談できる相手がない」に着目すると、小学校5年生・中学校2年生のいる世帯は、ふたり親世帯で2.0%、父子世帯で6.4%、母子世帯で5.4% (図 64-1)、5歳児のいる世帯は、ふたり親世帯で1.1%、父子世帯で7.7%、母子世帯で4.5% (図 64-2)となっています。

また、相談先の箇所数として見た場合、「相談できる相手がない」と「相談先1か所」の割合の合計は、小学校5年生・中学校2年生のいる世帯では、ふたり親世帯は16.0%であるのに対し、母子世帯は30.5%、父子世帯は39.8% (図 65-1)、5歳児のいる世帯では、ふたり親世帯は9.9%であるのに対し、母子世帯は24.2%、父子世帯は31.5% (図 65-2)となっています。

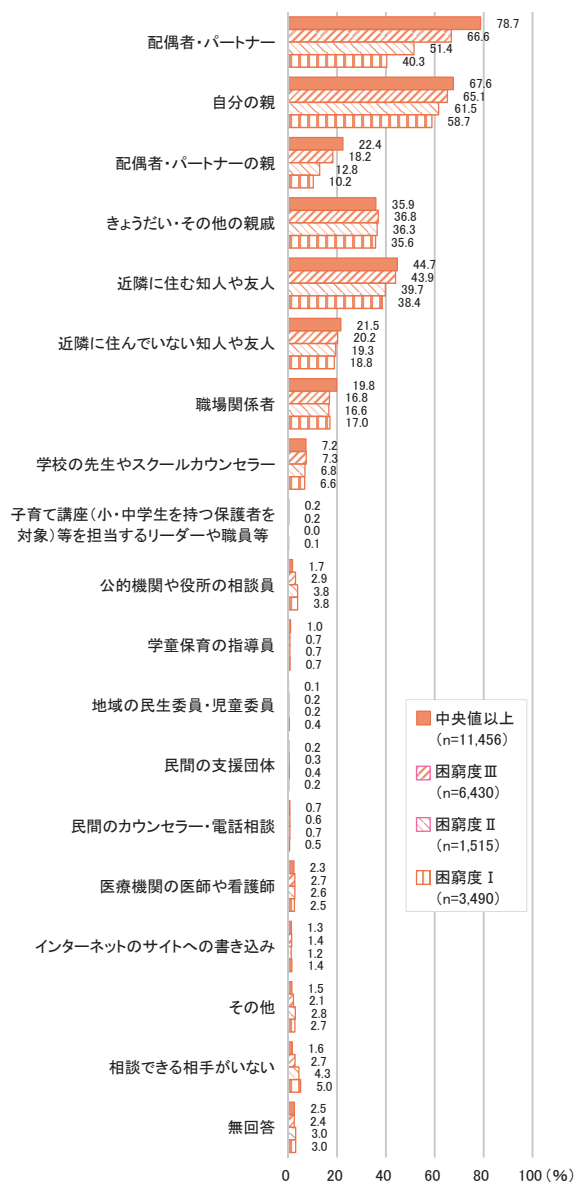
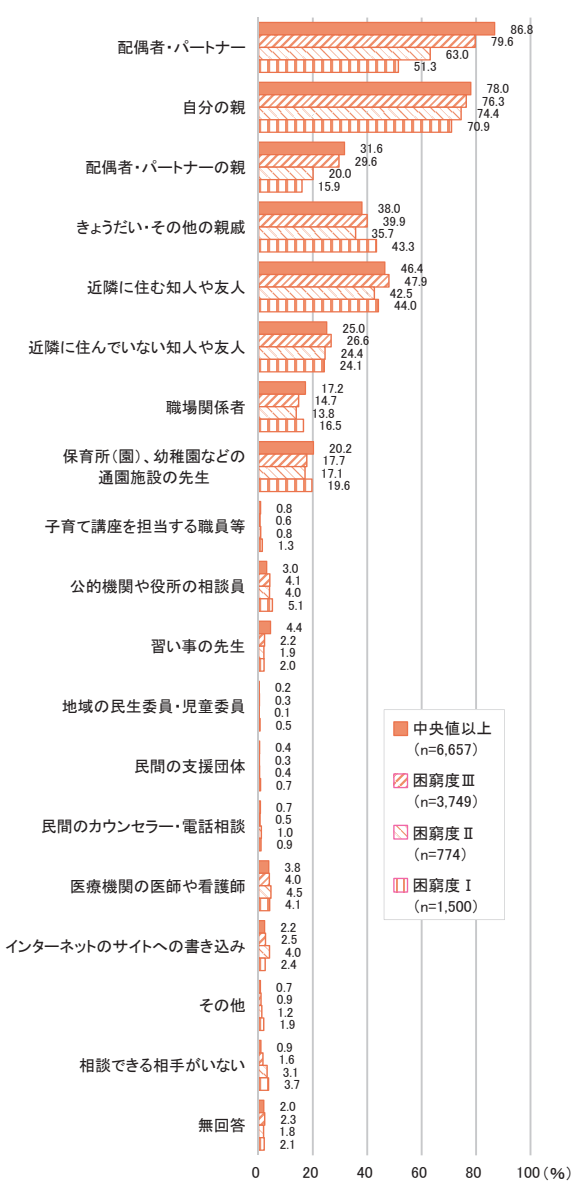
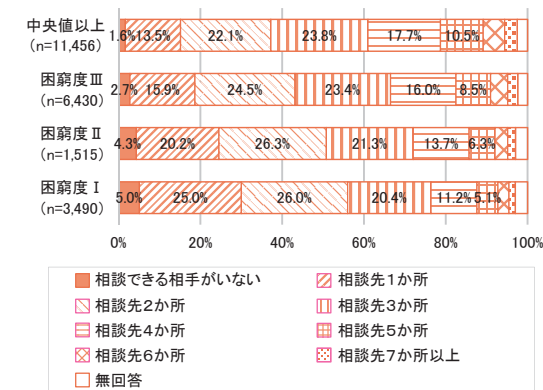
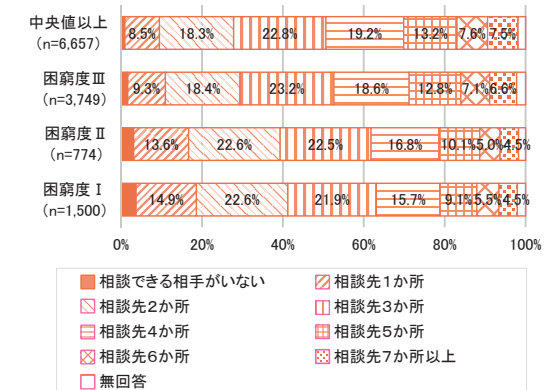
図 62-1 困窮度別に見た、保護者が困ったときの相談先
(小5・中2のいる世帯)図 62-2 困窮度別に見た、保護者が困ったときの相談先
(5歳児のいる世帯)図 63-1 困窮度別に見た、相談できる相手
(小5・中2のいる世帯)図 63-2 困窮度別に見た、相談できる相手
(5歳児のいる世帯)

図 64-1 世帯構成別に見た、保護者が困ったときの相談先
(小5・中2のいる世帯)

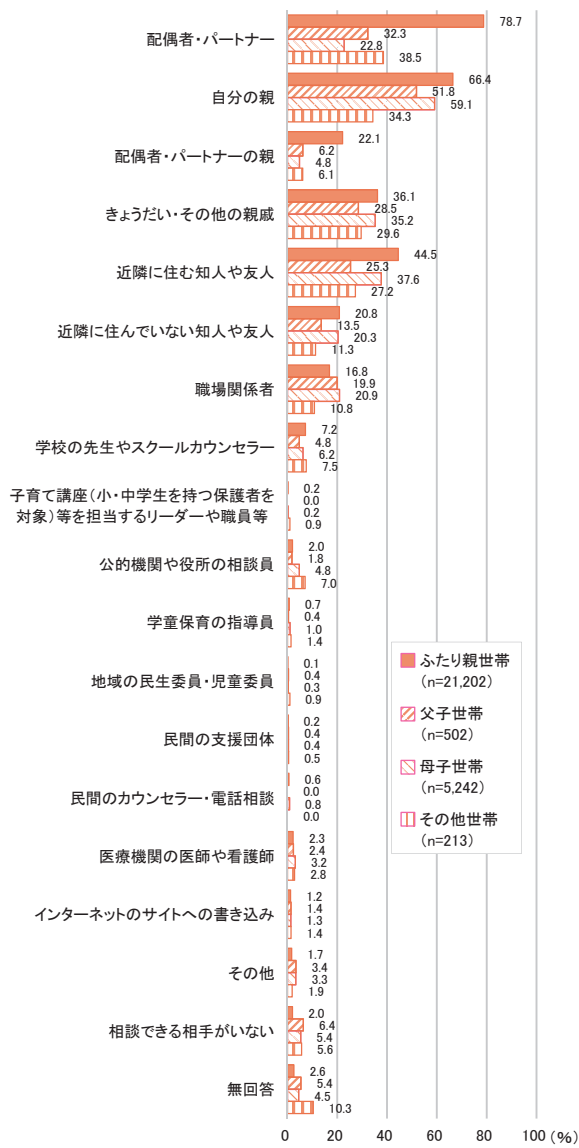


図 64-2 世帯構成別に見た、保護者が困ったときの相談先
(5歳児のいる世帯)

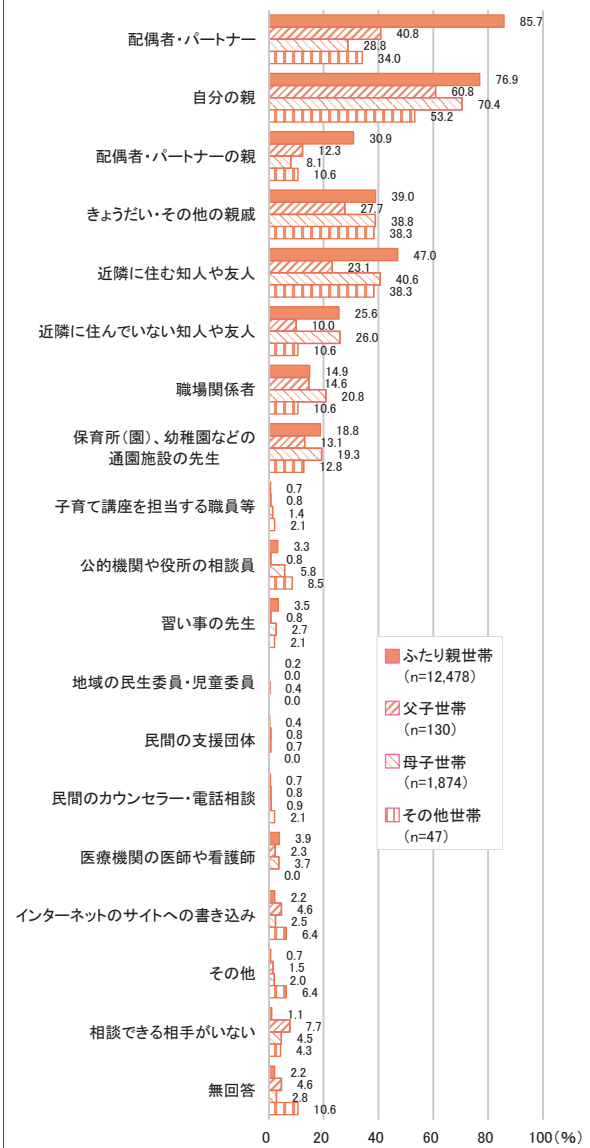


図 65-1 世帯構成別に見た、相談できる相手
(小5・中2のいる世帯・保護者回答)

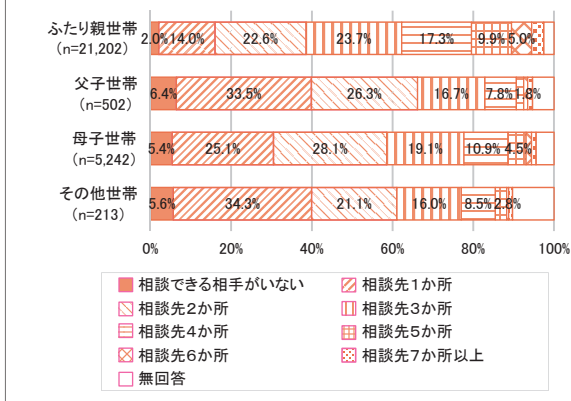
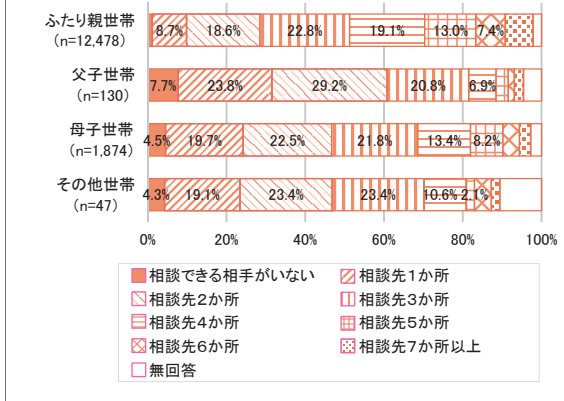
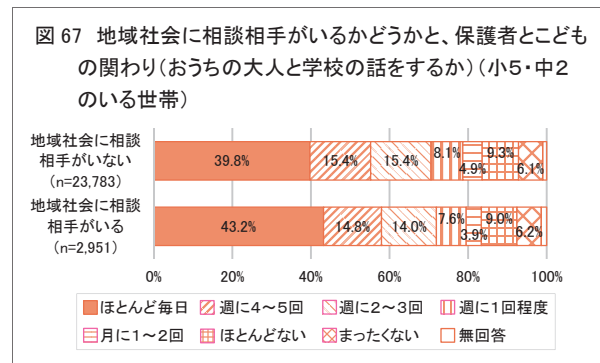
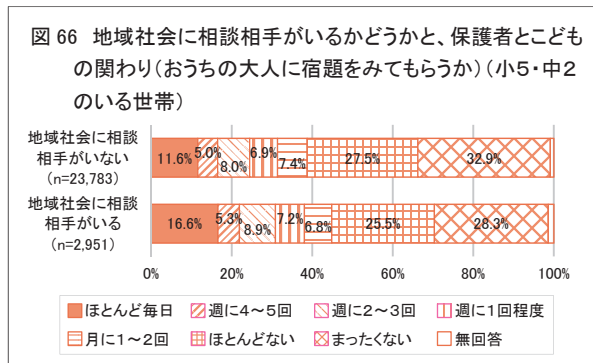


図 65-2 世帯構成別に見た、相談できる相手
(5歳児のいる世帯・保護者回答)



カ 地域社会に相談相手がいるかどうかと、保護者とこどもの関わり

地域社会に相談相手がいる群の方が、「おうちの大人に宿題をみてもらう」に「ほとんど毎日」と回答する割合が高く(図 66)、「おうちの大人と学校のできごとについて話す」に「ほとんど毎日」と回答する割合が高くなっています(図 67)。



※「あなたが本当に困ったときや悩みがあるとき、相談相手や相談先はどこですか」という問いに対し、「学校の先生やスクールカウンセラー」「子育て講座(小・中学生を持つ保護者を対象)等を担当するリーダーや職員等」「公的機関や役所の相談員」「学童保育の指導員」「地域の民生委員・児童委員」「民間の支援団体」「民間のカウンセラー・電話相談」「医療機関の医師や看護師」のうちの少なくとも一つを選択した人を、「地域社会に相談相手がいる」としています。

3 主な課題

こどもの貧困は、経済的資本、ヒューマンキャピタル、ソーシャルキャピタルの欠如が複合的に絡んだ生活問題・社会的格差問題であり、実態調査において確認された、こどもや青少年、保護者を取り巻く以下の様々な課題に対し、個々の実情を見据えながら、支援を行っていく必要があります。

(1) 家計と収入に関すること

実態調査では、おおむね半年間の経験と限定していたにもかかわらず、生活上の困難の経験については、困窮度が高くなるにつれ多くなっており、生活面での様々な格差の存在が浮き彫りになったと言えます。また、生活上の困難さは保護者の心理面にも影響を与え、さらには、こどもへの働きかけにも影響を及ぼしています。

家庭の経済状況は就業状況によって大きな違いがあり、非正規群は正規群に比べ家計が赤字の割合が高くなっているなど、家庭の経済的基盤を確立するには安定した雇用の確保が不可欠です。特に、ひとり親(特に母子)世帯は、正規群の割合が低く、非正規群の割合が高いとともに、世帯収入が低く、家計が赤字の割合が高く、困窮度が高い世帯が多くなっています。誰もがより良い将来の展望を持ちながら働くことができるよう、個々の世帯の状況に応じた就業支援の充実を図る必要があります。

また、社会保障制度の利用状況については、困窮度が高くなるにつれ受給している割合が高くなりますが、困窮度Ⅰ群においても、就学援助や児童扶養手当を受けたことがないと回答した世帯が1割程度存在しています。受給できる世帯が確実に受給できるようにするため、支援を要する世帯を発見し、適切な支援につなぐ仕組みが機能するよう取り組む必要があります。

(2) ひとり親世帯の生活の困難さに関すること

ひとり親世帯の親の約9割は就業していますが、ひとり親世帯では、就業と子育てとの両方を一人で担わなければならないことから、より高い収入が得られる正規雇用の職に就くことを希望しながらも、労働時間の融通が利きやすいということはあるものの、多くの場合十分な収入を得ることが難しい非正規雇用の職に就かざるを得ない状況があります。特に母子世帯において非正規群の割合が高く、収入の水準は低くなっており、4割以上が困窮度Ⅰとなっています。そのため、より良い条件で就業し、経済的に自立できるよう支援するとともに、ひとり親世帯のニーズに応じた子育て・生活支援策についても、その充実を図る必要があります。

また、親はこどもの養育と発達についての第一義的な責任を有しており、離婚した場合でもその責任を免れるものではなく、こどもを監護していない親も養育費を負担して扶養義務を果たさなければなりません。実際には、養育費の受給率は困窮度にかかわらず1割程度にとどまっています。養育費はこどもの健やかな成長にとって重要なものであり、こどもにとって養育費の受取りは当然の権利であることから、養育費の取決め及び履行が促進されるよう取り組む必要があります。

ひとり親世帯の親は、親としての役割を一人で担っており、ふたり親世帯の親に比べ心身ともに負担感が強いものがありますが、相談できる相手は少ない傾向にあり、特に父子世帯においてはその傾向が顕著です。また、こどもの悩み事について、「おうちのこと」で悩んでいる割合は、ひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも高くなっています。ひとり親世帯のこどもの育ちも見据え、ひとり親世帯の親に対するサポート体制を強化する必要があります。

(3) 若年で親になった世帯の生活の困難さに関すること

10代や20～23歳で初めて親となった世帯は、24歳以上で初めて親となった世帯に比べて、親の最終学歴が中学校卒業や高等学校中途退学の割合が高く、就業について非正規群の割合が高く、困窮度も高くなっています。青少年が将来家庭を持ち、親としての責任を果たしていく上で、妊娠、出産、親になることについて正確な情報を基に主体的に自らの将来を展望し、生活設計を立てる力を身につけることができるよう支援することが必要です。

また、若年で親になった母親ほど心身の負担感が強い傾向があります。若年の妊婦が安心して出産、育児に臨める環境を整えるとともに、若年で親になった世帯の個々の状況に応じた適切な支援につなぎ、自立した生活を送ることができるよう、長期的に支援することが必要です。

(4) 健康と経済的困難に関すること

経済的な理由による厳しい経験を重ねているほど、あるいは、困窮度が高くなるにつれ、こどもや保護者の心身の自覚症状が悪化しており、家庭の経済状況は、こどもや保護者の健康面にも影響を及ぼしています。また、困窮度が高くなるにつれ、保護者の健康診断の受診率が低くなるとともに、こどもを医療機関に受診させることができなかった割合が高くなっています。家庭の経済状況によって健康面での格差ができるだけ生じることのないよう取り組む必要があります。

また、健康や体力はあらゆる活動の源であり、食生活や睡眠、運動など規則正しい生活習慣によって形成されるものですが、1日の生活をスタートするための大切な活力源となる朝食について、こどもの朝食の頻度は、5歳児の段階で困窮度が高くなるにつれ低くなっているほか、学習習慣や学習理解、

保護者との関わりにも影響を及ぼしています。こどもの頃から規則正しい食習慣を身につけるなど、こどもの心身の健康が保持・増進されるよう取り組む必要があります。

(5) 学習習慣・生活習慣と経済的困難に関すること

困窮度が高くなるにつれ、こどもの勉強時間や読書時間が短く、遅刻をしない割合や学習理解度が低くなっており、また、全国学力・学習状況調査の結果からは、1日当たりの勉強時間だけではなく、基本的な生活習慣も学力と大きく関係していることが明らかとなっています。実際に、起床時間が決まっていないこどもや、朝食をきちんと食べないこどもは、そうでないこどもよりも、勉強時間や読書時間が短く、遅刻をしない割合が低くなっています。乳幼児期は望ましい生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期ですが、5歳児の段階で、困窮度が高くなるにつれ、保護者がこどもの生活リズムを整える割合が低くなっています。こどもの学習理解度を高めるためにも、学習習慣の定着を促し、こども一人一人の状況に応じた学力向上の取組みを推進するとともに、こどもが規則正しい生活リズムを獲得できるよう支援することが必要です。

また、困窮度が高くなるにつれ、塾や習い事に通う割合や中学校の部活動に参加する割合、家族以外の大人と一緒に過ごす割合、こどもが希望する進学先について、大学・短期大学の割合が低く、中学校又は高等学校を希望する割合が高くなっています。困窮度が高い世帯のこどもは、友人や家族、身内以外の人との交流が少なく、生活困窮に起因する様々な生活上の困難により、未来に対する希望が損なわれている可能性が考えられます。友人や家族、身内以外の人との交流を通じて、こどもの学習意欲が高められたり、こどもに多様な進路の選択肢があり未来に希望を感じられるような環境を整えることが必要です。

(6) つながりに関すること

こどもが放課後一緒に過ごす人や放課後に過ごす場所についても、困窮度や世帯構成によって違いが見られます。特に、中学生の場合にその違いは顕著であり、困窮度が高くなるにつれ、あるいは、ふたり親世帯よりもひとり親世帯の方が、学校の部活動に参加しておらず、また、放課後一人である割合が高い傾向にあります。放課後一人である群の方が一人であることはない群に比べ自己効力感が低くなっていることを踏まえ、こども同士やこどもと地域の大人との交流が深まるよう取り組む必要があります。

保護者が困ったときや悩みがあった場合でも一人で抱え込むことなく、周りの人に相談できる環境にあることが大切ですが、困窮度が高くなるにつれ、また、ふたり親世帯よりもひとり親世帯の方が、相談できる相手が少なくなる傾向があります。また、地域社会に相談相手がいる保護者の方が、地域社会に相談相手がいない人よりも、こどもとの関わりが深い傾向にあります。経済的に厳しいと保護者が地域で孤立しやすく、保護者の交友関係の狭さがこどもにも影響を及ぼしている可能性が考えられることから、保護者が地域で孤立することのないよう取り組むことが必要です。

第2章 計画の基本的な考え方**1 基本理念**

すべての子どもや青少年が、その生まれ育った環境にかかわらず、自らの未来に希望を持って何事にも前向きに取り組み成長し、他者とともに社会の一員として自立して活躍できる社会を、大阪のまちの力を結集して実現します。

2 重視する視点

実態調査において確認された課題等に基づき、次に掲げる六つの視点を重視して、こどもの貧困対策を推進します。

(1) 子どもや青少年の生きる力の育成

貧困の連鎖を断ち切るためには、子どもや青少年自身が、心豊かに力強く生き抜き、未来を切り開いていけるようにすることが何よりも重要です。家庭環境にかかわらず、子どもや青少年の生きる力が確実に育まれるよう取り組みます。

(2) 切れ目のない支援の推進

子どもや青少年、保護者、家庭の抱える課題は複合的であり、かつ、子どもや青少年の成長段階や家庭環境によって変化します。必要な施策を切れ目なく推進するとともに、関係機関と学校の連携を進めるなど、必要な施策が必要な人に確実に届くよう取り組みます。

(3) ひとり親世帯への支援の充実

ひとり親世帯の親は、子育てと生計の担い手という役割を一人で担うなど様々な生活上の課題を抱えており、実態調査においても、ひとり親世帯には経済的に厳しい世帯が多く、就労状況において非正規群の割合が高いなどの課題が確認されました。こどもの貧困対策の観点から支援に取り組みます。

(4) 若年で親となった世帯への支援の充実

実態調査において、若年で親となった世帯については、保護者の最終学歴が中学校卒業又は高等学校中途退学の割合が高く、経済的に厳しい世帯が多いことが確認されました。青少年が正しい知識のもと主体的に将来設計が行えるようにするとともに、若年で親となった世帯の特性を踏まえた支援を推進します。

(5) 社会的養護における自立支援の充実

就労や進学を契機に児童養護施設等を退所した児童は、保護者の経済的困難や虐待などの家庭的背景から、実親等の援助を物質的にも精神的にも望みにくく、また、虐待などにより対人関係の構築

が難しいことなど、自立生活に課題を抱えている場合が多くあります。退所後を見据え、施設等に入所している時期から、将来の自立に向けて、家庭的な環境のもと愛着形成を図り、学習や就労支援に取り組むとともに、退所後も孤立することのないよう支援の充実に取り組みます。

(6) 社会全体で取組みを推進

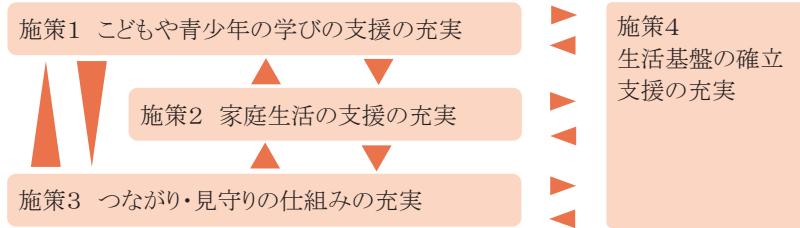
貧困の連鎖を断ち切ることは、子どもや青少年が自分の将来の生活を豊かにするというだけでなく、将来の税収の減少や社会保障費の増大といったリスクを低減させ、活力ある社会の創造につながることから、未来への投資であると言えます。保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提としながらも、家庭や学校をはじめ、地域や企業など社会全体で取り組みます。

3 施策体系

六つの重視する視点を踏まえ、以下の考え方にに基づき、四つの施策に沿って事業・取組みを推進します。なお、この四つの施策は、それぞれ独立して取り組むのではなく、互いに連携して取り組むことにより相乗効果を生むことを想定しています。

施策1	家庭の経済状況など生活困窮に起因する様々な生活上の困難は、子どもや青少年の学びに様々な影響を及ぼし、未来に対する希望を損なう可能性があります。貧困の連鎖を断ち切るためには、子どもや青少年が自らの可能性を追求していけるよう、心豊かに力強く生き抜き未来を切り開いていける力を身につけることが何よりも重要です。
施策2	子どもや青少年の健やかな育ちの基盤は家庭ですが、生活困窮に起因する様々な生活上の課題を抱える家庭においては本来果たすべき機能が十分に発揮されておらず、家庭生活に大きな影響を及ぼしている状況が見られます。養育や教育環境が整っている家庭や家庭的な環境のもとで、子どもや青少年が健全に成長していくことが必要です。
施策3	経済的困窮は、子どもや青少年、保護者の交友・交流関係にも様々な影響を及ぼし、悩みや課題について一人で抱え込むなど社会的に孤立する傾向にあり、周囲の支援を受けていない状況が見られます。このような状況にある子どもや青少年、保護者が地域や社会とつながりをもって、安心して暮らせることが必要です。
施策4	こどもの貧困問題の根幹には経済的困窮があり、子育て世帯、とりわけひとり親世帯や若年で親となった世帯においては、就業や子育てとの両立といった面から厳しい状況が見られます。貧困の連鎖を断ち切る上で、家庭の経済的基盤の安定を図ることが重要であり、必要な施策が必要な人に届くようにすることが必要です。

施策体系の関係（各施策は互いに連携し相乗効果が生みだされるよう取り組む）



施策1 こどもや青少年の学びの支援の充実

こどもや青少年が貧困の連鎖を断ち切るためには、教育の場や課外学習・体験などの機会を通じて、自ら直面する課題に向き合い、自ら学び、自ら考え、よりよく問題を解決する能力や、自らを律しつつ他者と協調しながら心身ともにたくましく成長するための「生きる力」を身につけることが重要です。

そのため、一人一人のこどもや青少年が静穏かつ明るい教育環境のもと、発達段階や特性に応じて必要となる知識や能力、自己効力感などを確実に身につけられるよう取り組むとともに、適切な進路選択ができるよう取り組みます。

(1) すべての基礎となる幼児教育の普及と質の向上を図ります

人間形成の基礎となる乳幼児期の健やかな育ちはその後の成長の大切な基盤となります。保護者や保育者、指導者などの大人から、不安やおそれに対して安心感を与えられた経験を積み重ねることで、他者との信頼関係を築き、自分の存在を肯定的に捉え、安定した対人関係を結ぶことができるようになります。個人差が大きい乳幼児期のこどもたち一人一人の健やかな育ちを保障し、生活全体の連続性を踏まえて、こどもを取り巻くすべての大人が連携を取りながら、共に育てるという意識を持ち、育ちを支えていくことが大切です。

また、乳幼児期における質の高い教育を通して自己抑制、自尊心などいわゆる非認知能力といったものを身に付けることが、将来の進学率の上昇や所得の増大をもたらすなど、経済的な格差を是正し、貧困を防ぐ有効な手立てであるとも言われています。

そのため、すべてのこどもたちが家庭の経済状況にかかわらず、安心して質の高い幼児教育を受けることができるよう取り組みます。

(2) 一人一人の状況に応じた学力向上の取組みを推進します

義務教育は、乳幼児期の学びを生かし、義務教育以降の学力向上や人間形成につなげ、社会で生き抜くために必要となる基礎的な知識や力を習得する大切な場です。また、すべてのこどもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、生き生きと学習に取り組み、自ら学び、考え、課題を解決していく力を身につけることは、自立して生きていくために必要不可欠なものです。

児童・生徒一人一人の学習理解度や学習状況等を把握、分析し、それぞれの抱える課題や実情に応じたきめ細かな指導や継続的な支援を行うことを通じて、学習意欲の向上や自主学習習慣の定着を図るための取組みを充実するなど、学力の向上に取り組めます。

(3) 進学や通学継続できるよう支援します

こどもや青少年が安心して通学できるようにするためには、その在籍する学校において、明るく落ち着いた教育環境の中で、生き生きと学習に取り組み、学びを深め、友人と交流しながら、心身ともに健全に成長できるよう取り組むことが必要です。しかし、不登校やいじめ、対人関係や学習・進路などの様々な悩みや課題を抱えたこどもや青少年が存在しており、そこに至る原因や背景は多様化・複雑化しています。様々な悩みや課題を抱えたこどもや青少年とその保護者が相談しやすい環境づくりを進めるとともに、こどもや青少年一人一人の状態にきめ細かく対応した適切な支援に取り組めます。

青少年が高等学校進学後に、明確な進路が定まらないまま、学校生活や学業への不適応などの理由により、高等学校を中途退学する実態があり、自らの将来設計に大きな影響を及ぼすことになります。中学校からの適切な進路指導に加え、高等学校において、発展的な学習や学び直しの学習に取り組むなど、充実した学校生活を送ることができるよう支援します。

また、進学を希望する子どもが経済的な理由により進学を断念することがないよう、奨学金など進学するための各種支援制度の情報提供や相談支援を行います。

(4) 多様な体験や学習の機会を提供します

子どもや青少年は、自然体験や生活体験などの多様な実体験や、異年齢層など幅広い人との交流を通じて、生きていく上で必要となる様々な力を培いながら成長していきます。しかしながら、困窮度の高い世帯の子どもや青少年は、家族以外の大人や学校以外の友人と過ごす機会が少ないほか、各種の体験活動に参加する機会にも格差が見られます。

世帯の経済状況や生活状況にかかわらず、子どもや青少年が多様な体験や学習ができるようにするため、多種多様な社会資源や文化的資産、多彩な人材など、大阪市が有する多くの貴重な財産を子どもや青少年の成長に生かす取組みを推進するとともに、身近な地域において、多様な体験や学習ができる活動が活発に展開されるよう取り組みます。こうした取組みを通じて、子どもや青少年の社会的関心を引き出し、学習や進学への意欲を高めるとともに、社会的・職業的自立に向けて勤労観・職業観を育みます。

施策2 家庭生活の支援の充実

家庭は、生命を育み生活能力や生活文化を伝えるとともに、情緒面の充足と安定をもたらし人格の形成を図る重要な役割を担っており、子どもや青少年の健やかな育ちの基盤となります。しかしながら、ライフスタイルや家族形態の変化に加え、家庭の経済状況によって、生活習慣の不規則性や健康面に影響を及ぼすなど、家庭本来の機能を十分に発揮することが難しい状況も見られます。

そのため、家庭の経済状況や子どもや青少年を取り巻く家庭環境にかかわらず、子どもや青少年一人一人が健やかに成長できる養育や教育環境が整えられるよう取り組みます。

(1) 子育て家庭における養育や教育を支援します

核家族化や地域社会のつながりの希薄化等を背景として、保護者が身近な人から学んだり、助け合ったりする機会が減少し、子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立したり、家庭教育を行うことが難しくなったりする状況が見られます。

保護者が子育ての喜びを実感しながら、安心して子どもに関わることができるよう子育て家庭の実情に応じて支援することが必要です。また、子どもや青少年が規則正しい生活習慣を身につけることは、健康や体力の増進につながるだけでなく、学習理解を促す観点からも重要であることを踏まえ、生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期である乳幼児期から基本的な生活習慣を育むことが必要です。

そのため、各区保健福祉センターにおいて、子育てに関する総合的な相談や支援を行うとともに、

地域や関係機関が連携し、身近な地域において適切な相談や支援が受けられるよう取り組みます。さらに、子育て家庭の多様なニーズにきめ細かく対応した支援サービスの充実に取り組みます。

また、家庭・保育所・学校園・子育て支援機関・地域が連携して、こどもの発達や生活習慣の獲得など、家庭教育の重要性について保護者に確実に届けられるよう、様々な機会を捉えて周知・啓発を図り、家庭においてこどもや青少年の発達段階に応じた適切な養育や教育ができるよう支援します。

(2) こどもや青少年、保護者の健康を守る取組みを推進します

生涯を通じて心身ともに健やかであることは、幸せな暮らしの原点であり、その実現には主体的な健康づくりが重要です。特に、妊娠中や出産時期・乳幼児期のこどもと親の健康を守ることが、こどもの生涯を通じた健康の基盤となり、健やかな子育ての出発点となります。しかし、困窮度が高くなるにつれ、保護者に生活や心身の不安が現れる傾向があります。

そのため、各区保健福祉センターが子育て世代包括支援センターとしての役割を担い、妊娠届出時の保健師による面接を始めとして、妊娠期から子育て期に至るまでの様々な機会を捉えて支援が必要な方を早期に把握し、こどもや保護者が必要な支援や医療を受けられるよう関係機関と連携して取り組みます。

また、こどもの頃から主体的に健康を管理する能力を育むことができるよう、健康的な生活習慣や運動習慣が形成されるよう取り組みます。特に、思春期は、健全な発育を遂げ、生涯にわたる健康づくりの基盤をつくる時期であるとともに、自らが親となるための準備期間としても非常に重要な時期です。思春期特有の悩み等についての相談体制を確保し、生命の尊さや性への正しい理解を深めるため、家庭、学校、地域等が連携して思春期の健康を守る取組みを推進します。

(3) 家庭的な養育を推進します

虐待など様々な理由により、家庭での養育が困難な状況にあるこどもにとって、社会的養護は重要な役割を担っています。こうしたこどもが抱える問題や、そこに至る原因、背景は多様化、複雑化しており、個々のこどもの状況に応じてきめ細かな支援が必要です。

そのため、社会的養護を必要とするこどもが、家庭における養育環境と同様の養育環境で、それぞれの実情に応じたきめ細かな養育がなされるよう、里親の開拓からこどもの自立支援までの一貫した里親支援に取り組みます。また、児童養護施設等においても、できるだけ家庭的な養育環境となるよう、ケア単位の小規模化を推進するとともに、社会的養護を担う人材を確保しその専門性を高めるため、研修の充実などに取り組みます。

施策3 つながり・見守りの仕組みの充実

社会構造の変化に伴い人と人とのつながりや地域コミュニティが希薄化し、周囲との交流がなく、社会的に孤立する傾向は子育て世帯や若者にも広がっています。社会的に孤立すると、必要な支援を届けることが難しくなることから、貧困が連鎖する要因ともなります。

そのため、学校園や地域、関係機関との密接な連携により、支援を必要とする世帯を発見し、必要な支援につなげ、こどもや青少年、保護者が地域で孤立することなく、安心して暮らすことができるよう支援します。また、地域において、こどもや青少年に関する課題を解決するため、様々な活動主体が取り組みを行っており、活動のさらなる活性化が図られるよう取り組みます。

(1) こどもや青少年、保護者のつながりを支援します

日常生活は社会との関わりの中で成り立っているものであり、社会の一員として生きていく上で、他者とのつながりは欠かせないものです。困窮度の高い世帯のこどもや青少年は、交流機会が少ない傾向にあり、社会性を身につける力の発達に影響を及ぼす可能性があります。

そのため、こどもや青少年が、様々な活動を通して他者とつながり、他者との交流が深まるよう取り組むとともに、誰にも相談できないまま孤立することがないよう、こどもや青少年の立場に立った支援に取り組みます。特に、高等学校に進学したものの、その後の進路が定まらないまま中途退学した場合には、相談機関につながる機会が少ないことを踏まえ、高等学校在学中に中途退学の防止に取り組むとともに、中途退学した場合は、適切な相談機関に確実につないでいけるよう取り組みます。

また、地域社会に相談相手がいる保護者の方がこどもとの良好な関わりがなされていることを踏まえ、保護者が地域社会において交流を深めることができるよう、保護者同士の交流機会の充実を図ります。

(2) 児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応できる体制をつくります

近年、児童虐待の相談対応件数は増加しています。児童虐待は、こどもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えるものであり、子育て不安や養育上の課題に早期対応し、児童虐待を防止することが重要です。

児童虐待の防止や早期発見・早期対応には、子育て相談や子育て支援の専門機関をはじめ、学校、地域が連携して、子育て家庭が孤立しないよう見守り、虐待に至る前に、個々の家庭の状況に応じた適切な支援につなげることが欠かせません。

市民が児童虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合にいつでも通告できるよう、大阪市児童虐待ホットラインをはじめ通告窓口の周知に一層取り組むとともに、迅速かつ的確に対応できるよう、各区保健福祉センター子育て支援室や家庭、学校、地域等のより身近な地域のネットワークの充実に取り組みます。また、こうしたネットワークを一層緊密にし、個々の状況に応じた適切な支援や対応が行えるよう取り組みます。

(3) 社会全体でこどもや青少年、保護者を支援する取組みを推進します

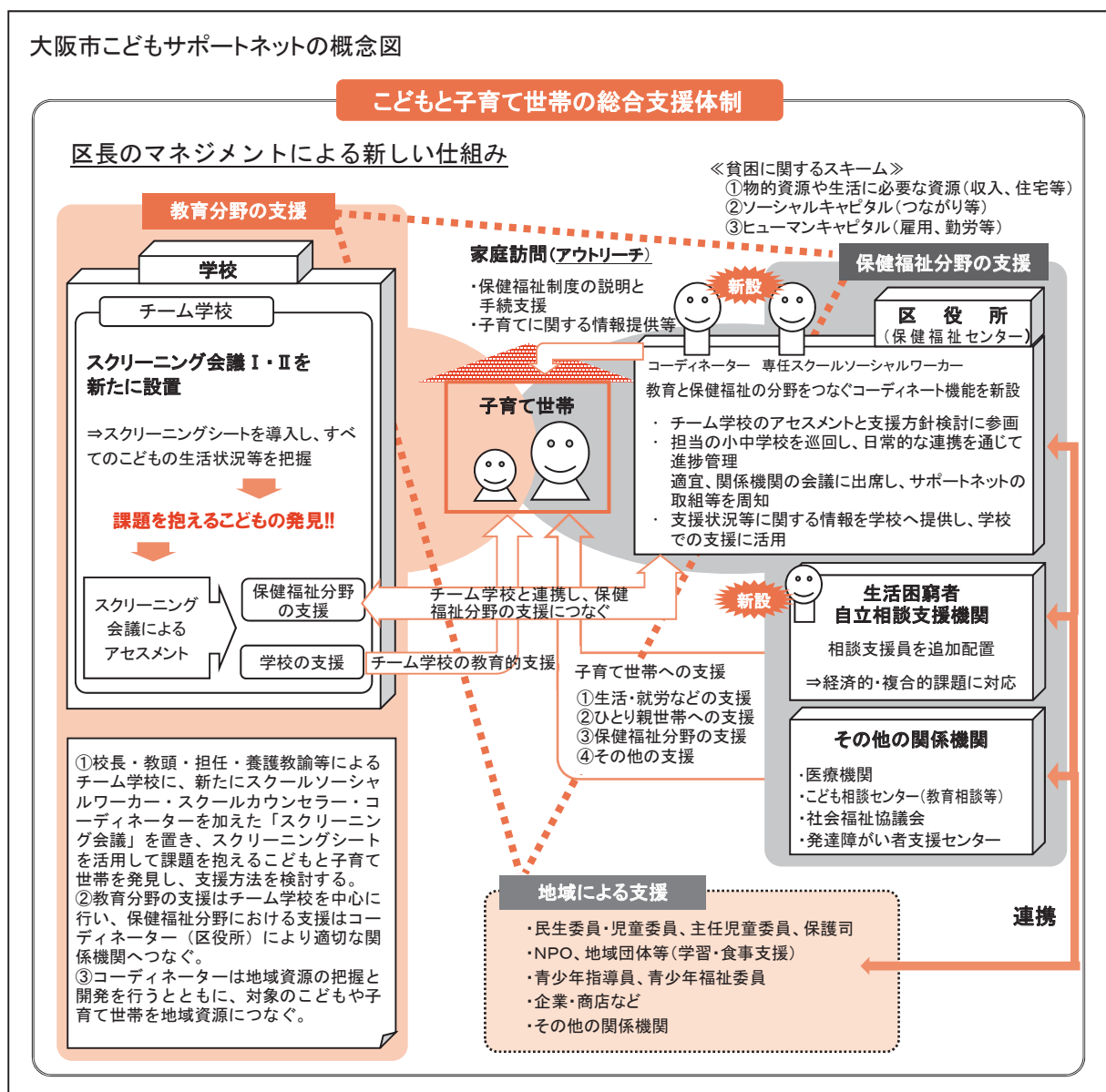
こどもの貧困問題は、子育て、教育、福祉、健康、就労などの問題が複合的に絡み合っていることから、適切な支援につなぐことが必要です。こどもや青少年が長時間過ごす学校において、支援が必要

な子どもや家庭を発見し適切な支援につなぐ仕組みとして、大阪市子どもサポートネットの構築を図ります。

地域においては、本市の事業だけではなく、市内のほぼ全地域で形成されている地域活動協議会をはじめとして、市民ボランティアや地域団体、NPOなど様々な活動主体により、子どもや青少年が多様な体験や活動ができる機会の提供等を通じて、子どもや青少年を見守り、支援する様々な取組みが活発に行われています。こうした活動に関わる多様な主体が協働し、継続的に子どもや青少年のための取組みが進められるよう支援します。

また、子どもの貧困の観点から本市の子どもや青少年の現状と課題や取組みについて情報発信し、市民や地域団体をはじめ、企業や社会福祉法人、NPOなど多様な主体が子どもの貧困問題に参画する機運を醸成するとともに、新たな活動につながるよう取組みを進めます。

大阪市子どもサポートネットの概念図



施策4 生活基盤の確立支援の充実

経済的困窮は、こどもの貧困問題の根幹にある課題であり、貧困の連鎖を断ち切る上で、経済的に厳しい状況が見られるひとり親世帯など個々の世帯の状況に応じた生活基盤の安定を図るための支援が必要です。

そのため、就業支援や仕事と子育ての両立支援、各種サービスの自己負担の軽減を含む経済的支援の充実に取り組むとともに、各種の支援制度を必要とするこどもや若者、保護者に確実に届くよう取り組みます。

(1) 就業を支援します

就業は、経済的な自立につながるものであると同時に、社会とのつながりを構築し、自己実現を図る上でも大切です。仕事と子育てとの両立に悩むひとり親世帯の保護者や、働くことについて様々な悩みを抱えている若者、様々な生活上の困難を抱える子育て世帯の保護者など、安定した就業に至らず、将来への不安を感じている人が多いです。そのため、就業により一定の収入を得て、生活の安定が図られるよう、保護者や若者に対して就業を支援するとともに、就業が定着するよう支援することが重要です。

保護者に対する就業支援については、保護者の働く姿をこどもや青少年に示すことにより、働くことの価値や意味を学ぶ観点からも取り組みを推進します。

若者に対する就業支援については、貧困の連鎖を自ら断ち切り、職業的自立を果たすことができるようにするため、きめ細かな支援を行うとともに、こうした支援情報が若者に届くよう、情報発信の強化に取り組みます。

また、就業支援にあたっては、働きがいのある人間らしい仕事(ディーセント・ワーク)の実現に向け、職業能力開発や人材育成に取り組むとともに、関係機関とも連携して公正な処遇の確保を求めるなど、雇用の質の向上が図られるよう取り組みます。

(2) 施設退所者等の自立を支援します

児童養護施設等の退所児童は、職場の人間関係や金銭関係等の課題を抱えている場合が多く、退所後も継続した支援が必要です。社会的養護のもとで育ったこどもも、他のこどもたちとともに、社会への公平なスタートを切り、自立した社会人として生活できるよう、入所期間を通じて、一人の人間として生きていく基本的な力が育まれるよう取り組むとともに、施設退所後の相談支援の充実に取り組みます。

また、母子生活支援施設においては、DV 被害や児童虐待により心理的なケアを必要とする母子の割合が高く、生活自立が困難、対人関係が苦手などといった課題を抱えたまま短期間で退所し、退所後も養育環境の見守り支援が必要な母子も増えています。母子生活支援施設を退所した母子が、地域で見守られながら自立できるよう支援する取り組みを推進します。

(3) 仕事と子育ての両立を支援します

子育て世帯においては、就業により一定の収入を得て、生活の安定を図ることが重要であると同時に、収入面だけではなく、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保することが、こどもや青少年

の健やかな育ちには欠かせません。特に、ひとり親世帯では、保護者が子育てと生計の担い手という二重の役割を担うなど、様々な生活上の困難を抱えているため、精神的、経済的負担が大きくなっています。

就業が無理なく継続できるよう、多様なニーズに対応する保育サービスや学齢期の放課後活動の充実に取り組むとともに、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組みを推進します。

(4) 子育て世帯を経済的に支援します

本市では、児童手当や児童扶養手当などの国の制度に加え、こども医療費助成や、保育料の軽減、就学援助、各種制度の利用料減免等、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り家庭生活を下支えするため、様々な支援に取り組んでいますが、各種の支援制度を利用できるにもかかわらず利用していない状況も認められます。また、生活上の困難を抱える子育て世帯においては、一定の収入を得ることはもちろんのこと、健やかに日々の生活を送る上で、住宅や居住環境が整っていることも大切です。こうした状況を踏まえ、経済的支援を必要とする子育て世帯に各種の支援制度が確実に届けられるよう取り組むとともに、子育て世帯の居住の安定が図られるよう取り組みます。

また、ひとり親世帯において、離婚によるこどもの養育は、親権の有無にかかわらず両親の責任であり、こどもを監護していない親も養育費を負担し扶養義務を果たす必要がありますが、実際には、養育費の受給率は1割程度にとどまっています。親としての経済的責任を果たすという観点だけではなく、こどもの権利であるということを踏まえ、こどもを監護・教育するために必要な養育費が確保されるよう取り組みます。

4

計画の指標

計画に基づく取組み全体を推進することにより、計画の基本理念の実現につながる環境が整えられているかという観点から計画の進捗状況を把握するため、次の指標を設定し、その数値の変化を確認しながら計画に基づく取組みの効果を検証し、必要に応じて計画の見直しや改善を図ります。

	指 標	現状値
妊娠期	妊娠 11 週以内の妊娠届出率	93.9% (H28)
乳幼児期	3か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査の平均受診率	95.3% (H28)
	就学前教育カリキュラムでの「知・徳・体」の育ちについてのアンケートにおいて、肯定的に回答する市立幼稚園・保育所の保護者の割合	—
小学生	「自分にはよいところがあると思いますか」に対して肯定的に回答する児童の割合	72.9% (H29) ※1
	普段、学校の授業以外でまったく勉強しない児童の割合	7.5% (H29) ※1
	不登校の割合	0.66% (H28) ※2
	朝食を毎日食べている児童の割合	82.5% (H29) ※1
	「地域の大人に勉強やスポーツを教えてもらったり、一緒に遊んだりすることがありますか」に対して肯定的に回答する児童の割合	36.2% (H29) ※1
中学生	「自分にはよいところがあると思いますか」に対して肯定的に回答する生徒の割合	65.6% (H29) ※1
	「将来の夢や目標を持っていますか」に対して肯定的に回答する生徒の割合	66.2% (H29) ※1
	普段、学校の授業以外でまったく勉強しない生徒の割合	11.4% (H29) ※1
	不登校の割合	4.93% (H28) ※2
	朝食を毎日食べている生徒の割合	77.5% (H29) ※1
	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率	95.13% (H29) ※3
	生活保護世帯に属するこどもの就職率(中学校卒業後)	0.64% (H29) ※3
	児童養護施設のこどもの高等学校等進学率	93.75% (H28) ※4
	児童養護施設のこどもの就職率(中学校卒業後)	0% (H28) ※4
	「地域の大人に勉強やスポーツを教えてもらったり、一緒に遊んだりすることがありますか」に対して肯定的に回答する生徒の割合	19.4% (H29) ※1
高校生	生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率	42.32% (H29) ※3
	生活保護世帯に属するこどもの就職率(高等学校等卒業後)	40.27% (H29) ※3
	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率	3.84% (H29) ※3
	児童養護施設のこどもの進学率(高等学校卒業後)	27.9% (H28) ※4
	児童養護施設のこどもの就職率(高等学校卒業後)	60.46% (H28) ※4
ひとり親	ひとり親家庭等就業・自立支援センターで求職登録した方及び生活保護受給者等就労自立促進事業で支援した方の就職率	52.8% (H28)
	養育費の確保支援事業による離婚・養育費に関する専門相談の満足度	98% (H28)
社会全体	こどもの貧困問題について関心がある市民の割合	66.6% (H28) ※5
	大阪市子どもサポートネットで支援につないだ割合	—
	里親委託率	14.6% (H28)

※1 全国学力・学習状況調査 ※2 生活指導に関する調査(大阪市調査) ※3 平成 29 年4月1日現在厚生労働省社会・援護局保護課調べ 大阪市報告分 ※4 平成 28 年5月1日現在雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ 大阪市報告分 ※5 市政モニターアンケート「こどもの貧困対策について」(平成 28 年8月実施)

第3章 主な取組み

施策1 こどもや青少年の学びの支援の充実

(1) すべての基礎となる幼児教育の普及と質の向上を図ります

ア 幼児教育の普及

No.	事業名	事業概要	担当
1	幼児教育の無償化の取組み	すべてのこどもたちが安心して教育を受けることができるよう、4・5歳児にかかる幼児教育費(児童発達支援の利用者負担を含む)の無償化を実施しています。今後、国の動向を注視しながら今後の本市の対応を検討します。【再掲 4(4)】	こども青少年局 福祉局

イ 幼児教育の質の向上

No.	事業名	事業概要	担当
2	就学前教育カリキュラムの普及・啓発	社会の一員として生きていくための道徳心・社会性、知性や体力の基礎を培う重要な時期である、乳幼児期の教育の充実を図ることを目的として、すべての就学前のこどもたちのためにカリキュラムを編成しました。就学前教育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることから、就学前教育における取組みの充実を図ります。	教育委員会事務局 こども青少年局
3	保育・幼児教育センター事業	大阪市保育・幼児教育センターにおいて、就学前施設全般に関する研究・研修を体系化し、教職員・保育士等の研修を実施するなど、大阪市の就学前施設における乳幼児期の教育・保育の質の向上を図ります。	こども青少年局

(2) 一人一人の状況に応じた学力向上の取組みを推進します

ア 学習理解度及び学習状況等の把握・分析

No.	事業名	事業概要	担当
4	小学校学力経年調査	小学校3～6年生における統一した問題を実施することにより、児童一人一人の学習理解度及び学習状況等を客観的・経年的に把握・分析し、授業改善や課題に応じたきめ細かな指導の充実等を図り、組織的かつ継続的な学力向上施策の検証改善サイクルを確立します。	教育委員会事務局

イ 学校力UPの取組み

No.	事業名	事業概要	担当
5	学校力UPベース事業 (習熟度別少人数授業 など個に応じた指導の 充実)	小学校3～6年生の国語・算数、中学校1～3年生の 国語・数学・理科・英語(各校の課題に応じて活用 可)において、各小・中学校における児童生徒の習 熟の程度に応じた少人数授業の充実を図るととも に、研修を通じて指導の改善を図ります。	教育委員会事務局
6	学校力UP支援事業	全国学力・学習状況調査等において、継続して学力 等の課題を有する学校に対して、重点的に支援を行 います。	教育委員会事務局

ウ 学習支援(学習意欲の向上・学習習慣の定着)の取組み

No.	事業名	事業概要	担当
7	学びサポーターの配置	学力向上を図るため、学校長の裁量により学びサポ ーターを配置し、学校の実情に応じて学力向上に資 する児童生徒への学習支援を行います。	教育委員会事務局
8	学習教材データの配信	児童生徒の実態に応じて選択したり編集したりした 問題を、授業、放課後学習、家庭学習などで活用す ることにより、基礎学力や応用・活用問題に対応する 力の育成を図ります。	教育委員会事務局
9	塾代助成事業	子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、こども たちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会 を提供するため、学習塾や家庭教師、文化・スポー ツ教室などの学校外教育にかかる費用の助成を行 います。【再掲 1(4)、4(4)】	こども青少年局
10	「子どもたちの未来のため に!!」事業	小学校3～6年生への国語・算数の単元別テスト・学 力分析ツールなどの外部事業者の学校教材を導入 し、児童に合った指導を行うとともに、保護者に適切 な家庭学習の環境づくりを指導します。また、小学校 1・2年生に対しても学力経年調査を行い、学校が分 析結果を保護者に説明することで、進級に向けて保 護者の児童に対する教育意識の向上を図ります。	此花区役所
11	資格試験の受験を通し た学習意欲の向上の取 組み	実用英語技能検定や日本漢字能力検定の受験機 会を設けることにより、検定合格という目標に向けて 学習意欲の向上が図られるよう支援します。	複数区役所で実施
12	民間事業者や有償ボラ ンティア等による課外学 習支援	放課後の学校施設や区役所附設会館・地域集会所 等に、課外学習の場を設置し、学習塾等の民間事 業者や有償ボランティア等を活用して、基礎学力の 向上、こどもの習熟度に応じた学力向上及び学習習 慣の形成を図ります。あわせて、自尊感情の醸成に つながる取組み等を実施している区もあります。	各区役所

エ 学習環境の充実

No.	事業名	事業概要	担当
13	学校における読書環境の充実・学校図書館の活用推進	児童生徒の読書習慣を確立し言語力や論理的思考能力を育むため、また、自ら学び自ら考え、生涯にわたって学び続ける意欲を獲得するため、学校図書館補助員の配置等、学校図書館の環境整備を進め、学校図書館を活用した調べ学習や読書活動の活性化を図ります。また、学校への団体貸出等、市立図書館からの学校への支援の充実を図ります。	教育委員会事務局
14	情報収集・学習拠点としての図書館機能の充実	地域の情報活用基盤として、誰もがいつでも情報や知識を活用して創造性・生産性を高めることができるように支援します。また、地域の多種多様な課題解決に向けた情報収集・学習拠点として、学校、区役所等地域施設、団体などを支援します。	教育委員会事務局
15	多文化共生教育の推進	帰国・来日等のこどもに対して、学校への編入が円滑に進むよう初期対応を行います。また、日本語指導についても、個々の実態に応じた適切な対応をとっていきます。在日外国人のこどもに対しては、自分のルーツのある国の歴史や文化・言語を学ぶ機会として、市内約100校に国際クラブを開設します。	教育委員会事務局
16	子ども自立アシスト事業	中学生がいる家庭に専門的知識を有する相談員を派遣し、家庭が抱える課題についてアセスメントを行い、高校進学等へ向けたカウンセリングによる個別支援を行います。	福祉局
17	帰国・来日等児童生徒の支援	帰国・来日等の児童生徒を支援するサポーターを区内小中学校に配置することにより、支援対象者の学校生活の支援及び周囲の児童生徒への理解を促進します。	複数区役所で実施

(3) 進学や通学継続できるよう支援します

ア 相談しやすい環境づくり（相談体制の充実）

No.	事業名	事業概要	担当
18	スクールカウンセラーの活用	中学校に配置しているスクールカウンセラーが校区内のこどもやその保護者、教職員の相談に応じます。また、年々増加している相談に対応するため、小学校への派遣も推進します。 また、市立の高等学校においては、生徒の進路や学習等に関する様々な悩みに関する相談体制の充実、中退防止・進路意識向上のため、スクールカウンセラーを全校に配置します。	こども青少年局 教育委員会事務局

No.	事業名	事業概要	担当
19	スクールソーシャルワーカーの活用	スクールソーシャルワーカーを拠点中学校に配置し、拠点校及び担当区の要請があった学校園において、教職員と協働して児童生徒の支援を行います。【再掲 3(2)】	教育委員会事務局
20	不登校等こどもにかかる相談体制の充実	こどもや保護者のニーズに応じ、こども相談センターでの来所相談とともにサテライトでの出張相談を進めます。また、電話という相談しやすい方法によって、いじめをはじめとする様々な問題の未然防止や早期発見、早期解決のため、こどもや保護者に助言を行います。電話相談については、こどもが相談しやすいように、土曜日・日曜日を含めて24時間対応できる体制を整備します。	こども青少年局
21	区独自のスクールソーシャルワーカーの配置	教育委員会事務局の配置するスクールソーシャルワーカーとは別に、区独自にスクールソーシャルワーカーを配置し、教職員と協働して児童生徒の支援を行います。【再掲 3(2)】	複数区役所で実施

イ 生活指導等の充実

No.	事業名	事業概要	担当
22	生活指導支援員の配置	警察官経験者・児童生徒指導経験者を生活指導支援員として配置申請のあった小中学校 120 校に配置し、教職員と協働して児童生徒と関わり、生活指導上の課題に関する助言、指導等の対応を行います。	教育委員会事務局
23	生活指導サポートセンター（個別指導教室）	学校からの生活指導に関する相談や学校内における生活指導体制の確立・強化を図ります。また、出席停止や出席停止に相当すると判断されたとともに、個別の施設での指導が適切であると判断された児童生徒に対し、問題行動の克服と立ち直りのための指導・支援を行います。また、教科指導・キャリア教育等を含め、質の高い指導・援助を提供し、学校・教室内での教育を受ける権利を確保しながら、問題を起こす児童生徒の立ち直りをめざします。	教育委員会事務局
24	第三者専門家チームの設置	いじめ、不登校、児童虐待、暴力行為等、学校だけでは解決が困難な事案について、弁護士・精神科医・臨床心理士・社会福祉士・警察官経験者等から構成される第三者専門家チームが、第三者として専門的な立場を生かした支援を行います。【再掲 3(2)】	教育委員会事務局

ウ 進路指導の取組み

No.	事業名	事業概要	担当
25	進路指導の充実	生徒一人一人が、自らの個性、能力、適性を踏まえた将来への展望を持ち、主体的に進路を選択していく意思・能力・態度などを育成する教育の充実を図ります。	教育委員会事務局
26	進路選択支援事業	高等学校・大学等へ進学を希望する生徒たちが経済的な理由により進学を断念することのないよう、奨学金制度の積極的活用を図るため、各種奨学金制度の情報提供及び相談に応じ、助言・援助を行い、自らの能力や適性等にあった進路を主体的に選択できるように支援します。	教育委員会事務局

エ 不登校児童・生徒支援の取組み

No.	事業名	事業概要	担当
27	不登校児童通所事業	不登校状態にあるこどもに対し、一人一人の状態に応じた適切な支援を推進するため、こども相談センター及び市内各所に通所ルームを開設し、体験活動や学習活動の機会を提供することを通して再登校などの社会参加を支援する取組みを進めます。	こども青少年局
28	メンタルフレンド訪問援助事業	ひきこもり・不登校児童等の家庭に、兄・姉世代の大学生等をメンタルフレンドとして定期的に派遣することにより、遊びや対話を通じて情緒の安定を図るとともに、自主性や社会性の伸長を支援します。	こども青少年局
29	不登校児童生徒の支援パッケージ	区専属のスクールソーシャルワーカーの配置や、小学校のスクールカウンセラーの増員を行うほか、不登校児童生徒にサポーターを配置し、登校支援、別室登校支援、学習支援等を実施します。また、港区サードプレイス(こどもの居場所)事業、臨床心理士による土曜教育相談、不登校のこどもの保護者の集まり「サロン de ゆるり」(民間団体主催)と連携するほか、随時実施する不登校問題等の講演会を日時や会場を同じくして実施するなど、それぞれの取組みを相互に連携する形で実施します。	港区役所
30	登校・登園サポート事業	家庭生活面の課題により継続した登校・登園ができない就学前児童、小学生の送迎支援を行うとともに、区の実情に適する支援のノウハウの蓄積や地域状況の分析を行い、登校・登園サポートに取り組む地域ボランティアを養成します。	東淀川区役所
31	ひらの青春生活応援事業	不登校に陥るおそれのある高校生を対象に家庭訪問等の個別相談を行い高校中退を防止するとともに、高校卒業後の就労・社会生活について長期的に安定した計画設計ができるよう支援します。	平野区役所

No.	事業名	事業概要	担当
32	小中学生の不登校防止対策の推進	不登校や不登校傾向のある児童・生徒の登校支援（別室登校支援含む）や学習支援、相談支援を行うとともに、地域に居場所を提供するなど、各区の実情に応じた不登校防止対策を実施しています。	複数区役所で実施

(4) 多様な体験や学習の機会を提供します

ア 学校における体験や学習機会の充実

No.	事業名	事業概要	担当
33	学校活性化推進事業（校長経営戦略支援予算）	校長が十分に裁量を発揮し、「運営に関する計画」に掲げた目標の達成に向け、学校園が主体性を持って校長経営戦略予算を活用して地域の実情等に応じた取組みを推進する中で、多様な体験や学習ができる機会の充実に努めます。	教育委員会事務局 こども青少年局
34	トップアスリートによる「夢・授業」	オリンピックや世界陸上等の世界大会に出場したトップアスリートが大阪市内の学校を訪問し、こどもたちを対象として、技術指導や講演を行うことにより、こどもたちの「夢」を育み、スポーツへの興味関心を喚起していきます。	経済戦略局
35	キャリア教育推進事業	こどもや青少年のしっかりとした勤労観や職業観を育むため、経済団体や企業、地域等と連携し、発達段階に応じた系統的・継続的なキャリア教育を推進します。小学校では職業講話・職場見学等を実施、中学校においては、職場体験学習等を実施します。高等学校では、進路講話やインターンシップの実施等進路希望に応じて適切な指導を行います。	教育委員会事務局
36	学校における放課後の活動等の実施	中学校、高等学校においては、部活動等、適切に放課後活動ができるよう取り組みます。	教育委員会事務局
37	中学校部活動支援事業	部活動の指導には専門的な技術が必要なものがありますが、義務教育では顧問が常に専門指導技術を有しているとは限らないため、区から特別指導者を派遣することで、部活動の技術の維持や活性化を図ります。	北区役所
38	地域の強みを活かした教育力向上事業	小中学校において、区内の教育施設（海遊館、スケート場）を活用した学力、体力、運動能力の向上に取り組む活動や、こどもがそれぞれに自由に選んだ絵本を、小グループ等になり相互に読み合ったり、絵本について話し合ったりする絵本を通じた交流を行う活動が実施できるよう支援します。	港区役所

No.	事業名	事業概要	担当
39	小中学校へのゲストティーチャー派遣事業	小・中学生を対象に、ゲストティーチャーを派遣して「いのちと性」「情報モラル教育」をテーマに教育を実施することで、さらなる自尊感情と人権意識の向上を図ることにより、「望まない妊娠」や10代の妊娠を防止するとともに、こどもの問題行動を抑制し心身の健やかな成長を促します。	東淀川区役所

イ 地域における体験や学習機会の充実

No.	事業名	事業概要	担当
40	地域こども体験学習事業	各地域でこどもの健全育成に関わる大人(団体)を対象に、こどもへの関わり方に関する知識・技術と、体験学習プログラムについての研修を実施するとともに、体験学習の意義を市民に啓発することにより、こどもの健全育成にかかる機運の向上を図り、こどもたちの生きる力を育成します。	こども青少年局
41	こども食堂における体験学習支援事業	区内のこども食堂において、体を動かすプログラムや手作りに挑戦するプログラム、外国文化に触れるプログラム等、こどもたちの体験を豊かにするプログラムを実施します。	住吉区役所
42	プレーパーク事業	こどもたちの課題や困難を乗り越える力を身につける場としての「遊び場」(プレーパーク)、学習習慣を身につけ、学力向上を図る場としての「学び場」(学習支援機能)、自己肯定感を高めることができる場としての「たまり場」(フリースペース)などこどもの「生きる力」を育む居場所として実施します。	西成区役所
43	各区におけるキャリア教育支援	地域の工場や商店街といった社会資源等を活用するなど、各区の実情に応じたキャリア教育支援を実施します。	複数区役所で実施

ウ 社会教育施設などを活用した体験や学習機会の充実

No.	事業名	事業概要	担当
44	青少年野外活動施設における事業	青少年の野外活動のための施設の提供、野外活動に関する相談及び指導、野外活動の機会の提供、及び野外活動に関する指導者の育成を行い、青少年の健全育成を図ります。	こども青少年局
45	こども文化センター事業	舞台を生かした優れた演劇、音楽、映画等の舞台芸術の提供と芸術文化の創作活動を通して、こどもの豊かな感性と創造性を育み、こどもの芸術文化に関する情報収集や相談、指導者の養成を行います。	こども青少年局

No.	事業名	事業概要	担当
46	青少年センター事業	音楽・美術等の興味ある分野において、自主的に活動することは、青少年の創造性や個性の伸長につながり、青少年同士のつながりを深め、協調性や人への思いやりを深めていく経験を積むことができる重要な機会となることから、施設の提供やワークショップ、講演会・講習会などを実施します。	こども青少年局
47	キッズプラザ大阪	キッズプラザ大阪はこどものための遊体験型学習施設であり、多くのこどもたちに学校や家庭ではできない学習機会を提供します。	教育委員会事務局
48	子どものためのイベントガイド「タッチ」の発行	夏休みなど長期休業中に開催される、こども向けや親子向けの事業・イベントを集約した情報誌を発行し、多様な学習情報を提供します。	教育委員会事務局

エ 人材や民間の力を活用した体験や学習機会の充実

No.	事業名	事業概要	担当
49	こども 夢・創造プロジェクト事業	大阪が有する多種多様な社会資源や豊かな文化的資産、このように恵まれた環境のもと排出された多彩な人材などの貴重な財産を生かし、市内の小・中学生を対象に、企業や大学、専門学校などと協働で、こどもたちのあこがれる人物や大阪が誇る文化や産業の担い手から学ぶ機会を提供する体験プログラムを実施します。	こども青少年局
50	第一級の芸術に触れる機会の充実	大阪にある優れた芸術文化資源である文楽をはじめとした伝統芸能や、クラシック音楽に気軽に触れる機会を提供し、次代を担う青少年をはじめとする市民が芸術文化資源に親しむきっかけにします。	経済戦略局
9	塾代助成事業	【再掲 1(2)、4(4)】	こども青少年局
51	各区における多様な体験や学習機会提供の取組み	伝統芸能の体験や、環境学習、異文化交流など、各区の実情に応じた多様な体験や学習機会を提供する取組みを実施します。	複数区役所で実施

施策2 家庭生活の支援の充実

(1) 子育て家庭における養育や教育を支援します

ア 子育て支援の充実

No.	事業名	事業概要	担当
52	地域子育て支援拠点事業	子育て世帯が気軽につどい、交流できる場所の提供や子育てに関する相談援助等を促進することにより、地域の子育て支援機能の充実に図り、子育て家庭の親とそのこども(おおむね3歳未満の児童及び保護者)の健やかな育ちを支援します。	こども青少年局
53	幼稚園における子育て支援・地域との交流活動の実施	幼稚園において、未就園児と保護者登園、園庭開放、子育て相談、子育てフォーラムなど、地域における幼児期の教育センター的役割を果たすよう努めます。	こども青少年局
54	子育て活動支援事業(子ども・子育てプラザ)	在宅で子育てを行っている家庭や地域の子育て活動を支援するとともに、乳幼児期の親子や子育て支援関係者、就学期のこどもたちが集い交流する機会を提供します。	こども青少年局
55	一時預かり事業(一般型)	傷病、介護、冠婚葬祭又は労働・職業訓練・就学あるいは育児負担の軽減などのために、緊急・一時的又は継続的に保育が必要な場合、保育所等において児童を一時的に預かります。【再掲 4(3)】	こども青少年局
56	病児・病後児保育事業	保護者が就労している場合等において、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合、一時的にその児童を保育します。【再掲 4(3)】	こども青少年局
57	子育て短期支援事業(子どものショートステイ事業)	児童を養育している家庭の保護者が疾病、出産等の社会的理由によって家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に、当該児童を児童養護施設等において一時的に養育します。【再掲 4(3)】	こども青少年局
58	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を提供したい者と援助を依頼したい者とを組織化し、相互援助活動を行うことにより、仕事と子育ての両立を支援するとともに、市民参加による協同の子育て支援を通じての地域コミュニティの形成と地域安全ネットの充実に図ります。【再掲 4(3)】	こども青少年局
59	養育支援訪問事業(子ども家庭支援員による家庭訪問支援事業・エンゼルサポーター派遣事業)	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、子ども家庭支援員による相談・支援やエンゼルサポーターによる家事援助(エンゼルサポーター派遣事業)を訪問により実施します。【再掲 3(2)】	こども青少年局

No.	事業名	事業概要	担当
60	地域へ出張イベント & 子育て相談事業	地域や各関係機関と連携しながら、出張個別子育て相談会や定期個別子育て相談会などの相談業務を実施し、孤立した保護者を一人でも多く掘り起こすなど、子育てに不安や悩みを持つ保護者への早期かつ継続的な相談・支援を行います。	北区役所
61	マンションコミュニティづくりにおける子育て支援事業(にっしー広場)	マンションの集会所等に出張して子育てサークルを開催し、子育て中の不安や悩みを相談できる仲間づくりをサポートするとともに、地域の子育て支援サロンとの交流を進める支援を行います。	西区役所
62	こんにちは赤ちゃん訪問事業	地域から推薦され、東淀川区が実施する研修を受講した「赤ちゃん訪問員」が、生後1年までの乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立を防ぐために、子育て支援に関する情報提供を行い、不安や悩みを聞くとともに、適切なサービスに結びつけます。	東淀川区役所
63	子育てカウンセリング事業	専門家によるカウンセリングや助言の実施により、発達が気になる子の支援を充実させるとともに保護者の仲間づくりを支援します。	阿倍野区役所
64	養育支援訪問事業の拡充	養育支援訪問支援事業を、こどもが保育所に入るおむね1歳位まで拡充することで途切れなく支援を行い、貧困等から引き起こされる虐待や育児放棄等を予防し、こどもの健全な成長を支えます。	住吉区役所
65	子育て支援情報の発信や子育てイベント、講座等の開催	子育てに役立つ情報誌やマップ等を作成するなど情報発信に取り組むほか、保護者と支援者が交流する機会ともなるイベントや子育て支援に関する講座を開催するなど、各区の実情に応じた取組みを推進しています。	複数区役所で実施
66	区役所庁舎を活用した親子交流の場の提供	区役所庁舎内に親子が交流できる場を設置し、情報提供や相談支援、子育て講座等を実施しています。	複数区役所で実施
67	訪問型病児保育(共済型)推進事業	保護者の会費をベースに運営する共済型モデルにより、児童が病気の際、保育者を自宅に派遣する訪問型の病児保育事業を実施します。【再掲 4(3)】	複数区役所で実施

イ ひとり親家庭支援の取組み

No.	事業名	事業概要	担当
68	愛光会館	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の経済的自立を助長し、その福祉を増進するとともに、その扶養する児童の健全な育成に資することを目的とした事業を実施します。	こども青少年局

No.	事業名	事業概要	担当
69	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の親又は寡婦が、自立促進に必要な事由又は社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助や保育サービスを必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣したりするなど、その生活を支援します。【再掲 4(1)】	こども青少年局
70	ひとり親家庭等に対する相談・情報提供機能の充実	各区保健福祉センター、母子・父子福祉センター「愛光会館」、ひとり親家庭等福祉相談所員など、ひとり親家庭等に対する相談・情報提供を実施する関係機関が連携して、継続的・効果的なサービスを提供できるよう、機能の充実に努めます。	こども青少年局
71	母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子やその監護すべき児童等を入所させて保護し、母子生活支援施設の少年指導員・母子支援員や各区とも連携しながら、子育ての相談や自立促進のためにその生活を支援します。	こども青少年局

ウ 家庭の教育力向上の取組み

No.	事業名	事業概要	担当
72	家庭教育充実促進事業	保護者が家庭においてこどもの発達段階に応じた適切な子育てや教育ができるよう、家庭教育支援講座を実施するなど学習機会を提供し、家庭教育に関する啓発や情報発信を行います。	教育委員会事務局
73	家庭教育振興事業（生涯学習センター事業）	こどもの健やかな育ちと家庭や地域の教育力の向上をめざし、地域における家庭教育の振興に資する学習機会を提供します。	教育委員会事務局
74	学校キャラバン隊	幼稚園・小学校を中心に指導主事チームを派遣し、こどもの生きる力の育成には基本的生活習慣の確立、学習環境の整備、自尊感情の育成などが大切であることを保護者に啓発します。	教育委員会事務局
75	ブックスタート事業	絵本を通じて親と子が触れ合う機会を生み出し、豊かな親子関係を育むと同時に、こどもの情緒面での発育を促すことを目的に絵本等のセットを渡すとともに、図書館司書等が読み聞かせの指導を行います。	こども青少年局
76	家庭・地域の教育力・子育て力向上事業	核家族化、少子化により、地域全体や個々の家庭での教育力、子育て力が低下している中、講演会や教室を実施することにより、地域全体でこれらの力を上げることにより児童虐待等を防止し、また、課題のあるこどもの保護者の子育て力等の向上を図ります。	住吉区役所
77	家庭学習支援の取組み	生活習慣や学習習慣の改善を図るための手引きやインターネット上の無料動画授業や教材のリスト等を作成、配付するほか、区民センターに自習室を開設するなど家庭学習支援の取組みを実施しています。	複数区役所で実施